

認知症疾患医療センター診療所型(仮称)について

厚生労働省の動き

◆「今後の認知症施策の方向性について」(平成24年6月18日発表)

○身近型認知症疾患医療センターの整備を記載

◆「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」(平成24年9月5日発表)

○早期診断等を担う医療機関の数の整備目標値を記載

平成24～29年度 認知症の早期診断等を行う医療機関を、約500か所整備

◆「精神疾患の医療体制の構築に係る指針」(平成24年10月9日厚生労働省通知)

○目標

認知症疾患医療センターを整備するとともに、認知症の鑑別診断を行える医療機関を含めて、少なくとも二次医療圏に1カ所以上、人口の多い二次医療圏では概ね65歳以上人口6万人に1カ所程度(特に65歳以上人口が多い二次医療圏では、認知症疾患医療センターを複数カ所が望ましい。)を確保すること

◆「都道府県・指定都市認知症施策担当者会議」(平成25年6月25日開催)

○今後の認知症疾患医療センターの体制整備について当面の考え方(案)を提示

(1)「地域型」を、二次医療圏域毎(347圏域)に設置する。

認知症医療支援診療所(仮称)地域連携モデル事業の実施(平成25年度)

◆市町村認知症施策総合推進事業の一メニュー(実施主体は区市町村)

◆事業内容

(1) 認知症医療支援診療所(仮称)地域連携モデル実施委員会の設置及び運営
(2) 認知症医療支援診療所(仮称)における早期診断・早期対応及び危機回避支援の試行的実施

◆スケジュール

7月初旬 厚生労働省より事業実施要綱及び事前協議書提出依頼通知発出
7月中旬 事前協議書締切
8月19日 内示

※区市町村は、事業協議書を都道府県との協議の上作成し、厚生労働省への提出及び承認を受ける。

◆全国で9箇所、基準額は2,000千円

今後の整備の考え方について(案)

●厚生労働省は、今後の「認知症医療支援診療所(仮称)」の整備について、以下のとおり示している。

【平成26年1月21日(火)開催 全国厚生労働関係部局長会議資料より】

平成25年度予算において市町村が試行的に実施している「認知症医療支援診療所」については、平成26年度予算案において都道府県が実施する「認知症疾患医療センター等運営事業」の「診療所型(仮称)」として国庫補助の対象とする予定である。

また、今後の認知症疾患医療センターの整備に関する考え方については、昨年6月の「都道府県・指定都市認知症施策担当者会議」において当面の案をお示したところであるが、昨年10月に実施し

●そのため、都は、厚生労働省が「診療所型(仮称)」の要件と整備方針を示した後、認知症医療部会において、現在指定している「地域型」と「診療所型(仮称)」の役割分担、連携のあり方等を検討し、認知症疾

(参考) 認知症疾患医療センター診療所型(仮称)の機能(案)

	基幹型 (都の指定なし)	地域型 (都で12医療機関を指定)	診療所型(仮称)
設置医療機関	病院(総合病院)	病院(単科精神科病院等)	診療所
設置数(平成25年9月現在)	11か所	226か所	—
基本的活動圏域	都道府県圏域	二次医療圏域	
鑑別診断等	認知症の鑑別診断及び専門医療相談		
専門的医療機能 人員配置	・専門医(1名以上) ・専任の臨床心理技術者(1名) ・専任のPSW又は保健師等(2名以上)	・専門医(1名以上) ・専任の臨床心理技術者(1名) ・専任のPSW又は保健師等(2名以上)	・専門医(1名以上) ・臨床心理技術者(1名:兼務可) ・専任のPSW又は保健師等(1名以上:兼務可)
検査体制 (※他の医療機関との連携確保対応で可)	・CT ・MRI ・SPECT(※)	・CT ・MRI(※) ・SPECT(※)	・CT(※) ・MRI(※) ・SPECT(※)
BPSD・身体合併症対応	空床を確保	急性期入院治療を行える医療機関との連携体制を確保	
医療相談室の設置	必須	—	
地域連携機能	・地域への認知症に関する情報発信、普及啓発、地域住民からの相談対応 ・認知症サポート医、かかりつけ医や地域包括支援センター等に対する研修の実施 ・地域での連携体制強化のための「認知症疾患医療センター医療関係協議会」の組織化 等		

出典: 中央社会保険医療協議会総会(平成25年12月6日)資料